

◎佐賀県条例第37号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																				
（市町等が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。 <table border="1" data-bbox="248 550 1097 1324"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>市町又は広域連合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 略</td><td></td></tr> <tr> <td>13から15まで 削除</td><td></td></tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～12 略		13から15まで 削除		（市町等が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。 <table border="1" data-bbox="1171 550 2020 1324"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>市町又は広域連合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 略</td><td></td></tr> <tr> <td>13及び14 削除</td><td></td></tr> <tr> <td>15 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</td><td>唐津市 多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 江北町 白石町 太良町</td></tr> <tr> <td>(1) 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可申請を受理すること。</td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の協議を受理すること。</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 法第16条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可申請を受理すること。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～12 略		13及び14 削除		15 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）	唐津市 多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 江北町 白石町 太良町	(1) 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可申請を受理すること。		(2) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の協議を受理すること。		(3) 法第16条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可申請を受理すること。	
事務	市町又は広域連合																				
1～12 略																					
13から15まで 削除																					
事務	市町又は広域連合																				
1～12 略																					
13及び14 削除																					
15 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）	唐津市 多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 江北町 白石町 太良町																				
(1) 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可申請を受理すること。																					
(2) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の協議を受理すること。																					
(3) 法第16条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可申請を受理すること。																					

改正前			改正後		
			(4) <u>法第16条第2項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の軽微な変更の届出を受理すること。</u> (5) <u>法第17条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了の検査申請を受理すること。</u> (6) <u>法第17条第4項の規定による土石の堆積に関する工事の完了の確認申請を受理すること。</u> (7) <u>法第18条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等の特定工程に係る工事の中間検査申請を受理すること。</u> (8) <u>法第19条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の定期の報告を受理すること。</u> (9) <u>法第21条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の届出を受理すること。</u> (10) <u>法第21条第3項の規定による工事の届出を受理すること。</u> (11) <u>法第21条第4項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出を受理すること。</u> (12) <u>法第27条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の届出を受理すること。</u>		

改正前		改正後	
		(13) <u>法第28条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の届出を受理すること。</u> (14) <u>法第30条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請を受理すること。</u> (15) <u>法第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議を受理すること。</u> (16) <u>法第35条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可申請を受理すること。</u> (17) <u>法第35条第2項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の軽微な変更の届出を受理すること。</u> (18) <u>法第36条第1項の規定による特定盛土等に関する工事の完了の検査申請を受理すること。</u> (19) <u>法第36条第4項の規定による土石の堆積に関する工事の完了の確認申請を受理すること。</u> (20) <u>法第37条第1項の規定による特</u>	

改正前	改正後
	<u>定盛土等の特定工程に係る工事の中間検査申請を受理すること。</u> (21) <u>法第38条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告を受理すること。</u> (22) <u>法第40条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を受理すること。</u> (23) <u>法第40条第3項の規定による工事の届出を受理すること。</u> (24) <u>法第40条第4項の規定による公共施設用地の宅地又は農地等への転用の届出を受理すること。</u>
16～30 略	16～30 略
備考 略	備考 略

附 則
この条例は、令和8年1月5日から施行する。